SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式　　月次レポート　2026年10月30日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

【ファンドの特色】

■主としてインドの証券取引所に上場している株式を実質的な投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざします。
■ファンド・オブ・ファンズ形式での運用を行い、主にインド株式へ投資を行う「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited 」Class A 投資証券（以下、「投資先ファンド」といいます。）への投資割合を高位に保つことをめざします。
■投資先ファンドの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
■投資先ファンドはインド国内の大手投信会社であるUTIグループが運用します。

【基準価額・純資産総額】

	2026/10/30	2026/9/30	前月比
基準価額	39,029円	38,980円	49円
純資産総額	555億円	561億円	-6.1億円

＊基準価額は1万口当たりとなっています。

【ファンドの騰落率（分配金再投資）】

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.13%	-8.37%	2.02%	-12.12%	9.40%	313.19%

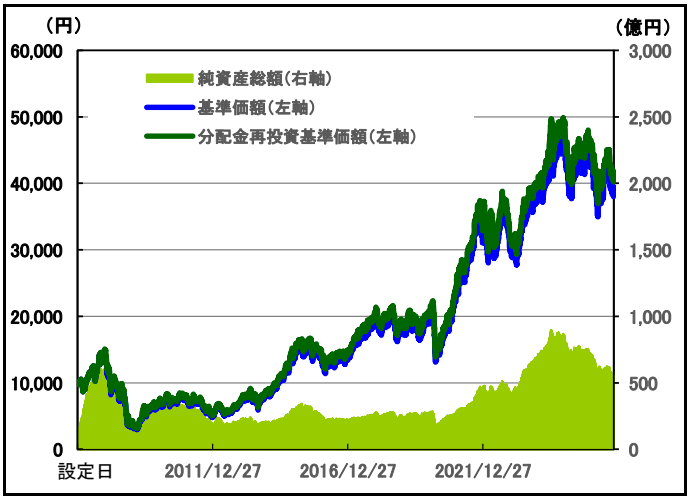
＊騰落率を算出する基準価額は、信託報酬控除後、分配金再投資基準価額です。
上記騰落率は、実際の投資家利回りとは異なります。
＊分配金再投資基準価額とは、基準価額に収益分配金（課税前）を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。
＊騰落率は各月末営業日で計算しています。
（各月末が休業日の場合は前営業日の値で計算しています。）

【分配金実績（1万口当たり、課税前）】

第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	合計
0円	0円	0円	0円	0円	800円

＊分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
＊分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

【基準価額・純資産総額の推移】



＊基準価額は、信託報酬控除後の値です。
＊投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な信託報酬率は、純資産総額に対して年率1.954%程度（概算、税込）です。詳細は、【お申込みメモ】の【信託財産で間接的にご負担いただく費用】の項目をご覧ください。
＊分配金再投資基準価額とは、基準価額に収益分配金（課税前）を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものです。
＊上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

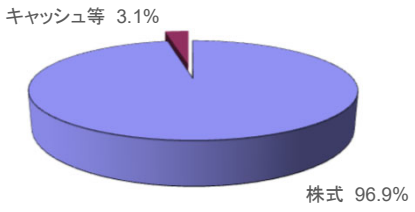
【運用資産構成比率】

Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A 投資証券	98.8%
新生 ショートターム・マザーファンド	0.0%
短期金融商品等	1.2%
合計	100.0%

＊運用資産構成比率は純資産総額に対する評価額の割合で、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。
＊四捨五入の関係上合計が100%にならない場合もあります。

【投資先ファンドの組入状況】

【運用資産構成比率】



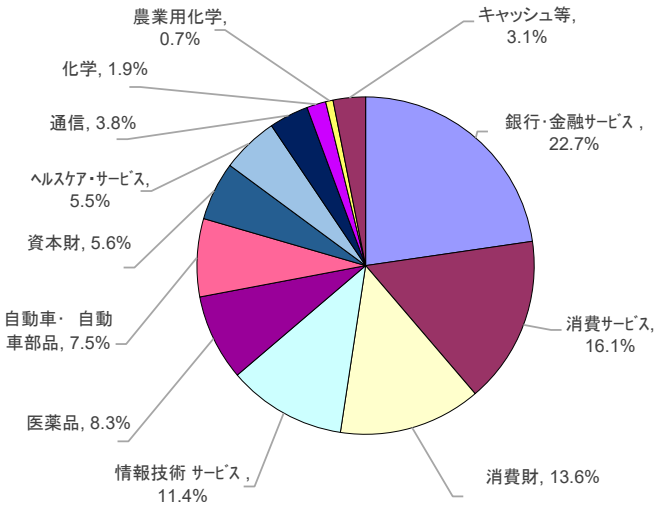
【為替推移 インド・ルピー（対円）】（ご参考）



出所：LSEG等のデータをもとにSBIアセットマネジメントにて作成

【業種配分】

組入銘柄数　52



＊【業種配分】の比率は外国投資法人であるShinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A 投資証券の純資産総額をもとに算出した比率です。
＊上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。比率は四捨五入の関係上必ずしも100%にならない場合があります。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

以下のコメントは、「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券（以下、「投資先ファンド」といいます。）の運用担当者のコメントをもとに作成したものです。また、下記の見通しは当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合がありますのでご留意ください。

【運用経過】

当月のSBI・UTIインドファンドの運用実績は前月末比＋0.13%となりました。投資先ファンドであるShinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A 投資証券の騰落率は同＋0.22%、組入比率は当月末現在で98.8%でした。また、新生ショートターム・マザーファンドの騰落率は前月末比＋0.12%、当月末現在の組入比率は0.0%でした。当月末の投資先ファンドにおける株式組入比率は96.9%でした。

【投資環境】

IMF（国際通貨基金）が10月に発表した最新の世界経済見通しによると、世界の成長率は2026年に前年比＋3.1%、2027年に同＋3.4%となる見通しです。IMFは、中東紛争や貿易摩擦の継続にもかかわらず、2026年上半期の経済活動は想定を上回る底堅さを示したと指摘しており、AI（人工知能）関連投資の拡大が需要を下支えたとしています。一方、エネルギー価格ショックへの感応度や、テクノロジー関連の貿易・投資への関与の度合いによって、各国の景気動向には差が見られました。先進国の成長率は、2025年の前年比＋2.0%から2026年には同＋2.1%へと小幅に上昇した後、2027年には同＋1.8%へ減速すると予想されています。米国については、2026年、2027年ともに前年比＋2.3%、ユーロ圏は2026年に同＋1.1%、2027年に同＋1.2%の成長が見込まれています。新興国および発展途上国の成長率は、2025年の前年比＋4.5%から2026年に同＋3.7%へ減速した後、2027年には同＋4.4%へ回復するとの予想です。インドの成長予想に関しては、2026年度（2026年4月～2027年3月）、2027年度（2027年4月～2028年3月）ともに前年度比＋7.0%としています。インフレ面では、世界の総合インフレ率が2026年に4.7%となった後、2027年には4.1%へ低下すると見込んでいます。足元の上昇は、エネルギー価格と食料価格が主因としています。

インドのCPI（消費者物価指数）上昇率は、9月に前年同月比＋5.5%と8月（同＋4.8%）から加速し、4ヵ月連続でRBI（インド準備銀行）の中期目標である4%を上回りました。食品・飲料インフレ率の上昇幅が大きく、9月は前年同月比＋7.4%（8月は＋5.7%）となりました。食品や燃料等を除くコアCPI上昇率も、前年同月比＋4.6%となり、8月（同＋4.2%）を上回りました。

RBIは、10月7日に開催したMPC（金融政策決定会合）で、政策金利を0.25%引き上げ5.50%とすることを決定しました。今回の利上げは2023年2月以来となります。また、金融政策スタンスをこれまでの中立から段階的引き締めへ変更し、インフレ抑制を重視する姿勢を示しました。RBIは、2026年度の実質GDP成長率見通しを前回の6.7%から7.1%へ引き上げました。また、モンスーンの雨不足、エルニーニョ現象、エネルギーをはじめとする商品価格の高止まりといった供給面の圧力を背景に、CPI上昇率の見通しも、前回の5.0%から5.2%へ引き上げました。いずれの予測に対するリスクはほぼ均衡しているとしています。今後の政策対応については、情勢の推移次第で、利上げまたは据え置きのいずれかになるとの見方を示しました。

インド鉱工業生産指数は、9月に前年同月比＋6.7%となり、8月（同＋7.8%）を下回りました。セクター別では、電力・ガス生産が前年同月比＋11.2%（8月：同＋12.3%）、製造業が同＋7.6%（8月：同＋8.6%）、鉱業・採石が同＋6.2%（8月：同－4.6%）、上下水道・廃棄物管理が同＋5.8%（8月：同＋6.3%）となりました。RBIのデータによると、外貨準備高は10月23日時点で7,197.48億米ドルとなり、月を通して安定していました。10月の外国為替市場では、インド・ルピーが対米ドルで前月末比＋1.08%、対円で同＋1.16%とそれぞれ上昇しました。10月末のS&P BSE SENSEX指数は前月末比＋2.73%の74,459.53ポイント、S&P BSE100種指数は同＋0.91%の24,479.83ポイントで取引を終えました。

【今後の見通し】

10月のインド株式市場は、IT（情報技術）企業を中心とした堅調な業績等を背景に、相対的に良好なパフォーマンスとなりました。

IT大手を中心に、企業業績は底堅さを示しています。これまでに決算を発表した時価総額上位200社の2026年7-9月期の純利益は前年同期比＋34%増となり、市場予想を上回りました。加えて、好調な新規上場も市場心理の改善につながりました。

地政学的な不確実性、原油価格、世界の債券利回り、為替動向といったマクロ要因は、引き続きインド株式市場にとって逆風ですが、このところ安定化に向かう兆しも現れています。インドの長期的な投資機会は、国内消費、投資、経済の進展に支えられている、と投資先ファンドは考えています。ただし、こうした構造的な成長要因があっても、企業の短期的な業績リスクがなくなるわけではありません。そのため、引き続き銘柄選別を重視し、市場全体の回復に依存するのではなく、個別企業の事業運営の状況、業績の見通しやすさ、キャッシュ創出力に着目していきます。

投資先ファンドでは、持続的な競争優位性、強固なバランスシート、高い資本収益性、持続可能な成長機会を備えた質の高い企業を選好していく予定です。株価の変動は、長期投資を嗜好する投資家にとって、インド株式の投資比率を高める好機と考えています。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

【組入上位10銘柄のご紹介】

現地月末最終営業日のSBI/UTIインドファンドの投資先ファンドの組入上位10銘柄の概要です。

	銘柄名	業種	銘柄説明	組入比率
1	Eternal Ltd エターナル	消費サービス	オンラインのレストランガイドおよびフードオーダープラットホーム。当プラットホームにより、顧客、レストランパートナー、配達パートナーを結びつけ、レストランの検索や発見、顧客が生成したレビューの読み書き、フードデリバリーの注文、テーブル予約、レストランでの食事時の支払いを可能にする。Zomatoから社名変更。従業員数6,903人（25年3月）。売上高2,024億インドルピー（25年3月）。	6.9%
2	ICICI Bank Ltd. ICICI銀行	銀行・金融サービス	インド全土に支店網を有する商業銀行。リテールおよび法人業務に加え、外為、資金、財務管理サービスを手掛ける。投資、保険、融資などの各種サービスも提供する。従業員数129,177人（25年3月）。純利益5,103億インド・ルピー（25年3月）。	6.1%
3	Bajaj Finance Ltd. バジャジ・ファイナンス	銀行・金融サービス	金融サービス会社。インドで事業を展開し、各種金融サービスを提供。従業員数64,092人（25年3月）。純利益1,678億インド・ルピー（25年3月）。	5.3%
4	HDFC Bank Ltd. HDFC銀行	銀行・金融サービス	商業銀行。グローバルな企業に金融サービスを提供。コーポレートバンキングおよびカストディ業務を行うほか、トレジャリー、キャピタルマーケット部門における業務にも注力。アドバイザリー業務ならびに、国際預託証書（GDR）、ユーロ建て融資、ユーロ建て債券などのマネーマーケット商品の販売も手掛ける。従業員数215,739人（25年12月）。純利益7,079億インド・ルピー（25年3月）。	4.4%
5	Coforge Ltd. コフォージ	情報技術サービス	ITコンサルティング・ソフトウエアサービス会社。インテリジェント・オートメーション、製品エンジニアリング、アプリケーション開発、デジタル処理の自動化、データおよび分析、サイバーセキュリティ、クラウドサービスを提供。銀行・金融サービス、保険、輸送、ハイテク、小売、製造、政府顧客向けに事業を展開。従業員数17,334人（25年3月）。売上高1,205億インド・ルピー（25年3月）。	4.3%
6	Persitent Systems Ltd パーシステント・システムズ	情報技術サービス	ソフトウエア開発会社。外部委託ソフトウエア製品の開発を手掛ける。テスト、サポート、専門サービスを提供。従業員数21,133人（25年3月）。売上高1,193億インド・ルピー（25年3月）。	4.0%
7	Titan Co. Ltd. タイタン	消費財	宝石・時計メーカー。香水の製造も手掛ける。従業員数9,191人（25年3月）。売上高6,046億インド・ルピー（25年3月）。	3.9%
8	Bharti Airtel Ltd. バーティ・エアテル	通信	電気通信サービス会社。主なサービスは、2G、3G、4Gワイヤレスサービス、モバイルコマース、固定電話サービス、高速DSLブロードバンド、IPテレビ、DTH、および法人向けサービス。世界各地で授業を展開。従業員数28,567人（25年12月）。売上高1兆7,296億インド・ルピー（25年3月）。	3.8%
9	Kotak Mahindra Bank Ltd. コタック・マヒンドラ銀行	銀行・金融サービス	商業銀行。銀行・保険業をはじめ幅広い金融サービスを提供。主なサービスは、手形割引、リース、買取選択付リース（ハイヤーパーチェス）、定期預金の運用、証券仲介業務、マネーマーケットオペレーション、投資銀行業務、消費者金融など。リテール、法人向け銀行業務に従事。従業員数61,170人（25年3月）。純利益2,213億インド・ルピー（25年3月）。	3.6%
10	Info Edge (India) Ltd. インフォエッジ・インディア	消費サービス	オンライン求人ウェブサイトを運営。ウェブサイトで求人担当者、求職者、雇用者にサービスを提供。将来の新郎新婦および親類のためにオンライン結婚相談業ウェブサイトも運営。従業員数5,984人（25年3月）、売上高285億インド・ルピー（25年3月）。	3.5%

出所：各社ホームページ、Bloomberg等のデータをもとにSBIアセットマネジメントにて作成。

＊上記銘柄の説明は投資先ファンドにおける銘柄のご理解を深めていただくために作成したものです。当資料に記載された銘柄の上昇・下落を示唆するものではありません。また当資料に記載された銘柄への投資を推奨するものではありません。＊組入比率は外国投資法人であるShinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited Class A 投資証券の純資産総額をもとに算出した比率です。
＊上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

【投資リスク】投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《主な基準価額の変動要因》

1.価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2.為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した 資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レー トの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込 むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格 が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高 くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合 があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、 為替市場の動向など様々な要因で変動します。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量 が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・ 地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性 が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わな ければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要 因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3.カントリーリスク

当ファンドは実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対 象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準 価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。 特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であ るため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高 等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市 場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状 況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、 経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもありま す。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があり ます。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人 投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規 制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、 政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融 商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自 然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

当ファンドはインドの株式等を主要投資対象とするため、インド株式への投資部分に対しては、インドの税制にしたがって課税されます。インド株式は売却益に対して キャピタル・ゲイン税等が課税されます。税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。また、インド株式には外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄があり、これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。なお、投資先ファンドにおいては、将来発生する可能性のあるキャピタル・ゲイン課税の支払いに備えた支払見込額の引当金を計上しておりません。

4.信用リスク

当ファンドは、当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務 状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額 が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。 特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化 や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融 商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生するこ とがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

5.その他の留意点

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

●投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式　　月次レポート　2026年10月30日現在

SBI Asset Management　　SBIアセットマネジメント株式会社

【お申込みメモ】投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

ファンド名	SBI・UTIインドファンド
商品分類	追加型投信/海外/株式
当初設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日）とします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ●ボンベイ証券取引所の休業日　●ナショナル証券取引所の休業日　●モーリシャスの銀行休業日
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度） の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

【直接的にご負担いただく費用】（消費税率が10%の場合）

購入時手数料	購入価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

【間接的にご負担いただく費用】（消費税率が10%の場合）

運用管理費用（信託報酬） （括弧内数字は税抜）	当ファンドの運用管理費用・年率（信託報酬）	1.254% (1.14%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
	（委託会社）	0.429% (0.39%)	委託した資金の運用の対価です。
	（販売会社）	0.770% (0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	（受託会社）	0.055% (0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資信託証券の運用管理費用・年率	0.60%	管理・投資運用等の対価です。
	実質的な負担・年率	1.854%程度（税込）	
その他の費用・手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料等(年額682,000円(税込))です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
		信託事務の処理に関する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
	投資先ファンド	組入有価証券等の売買の際に発生する取引手数料	組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等です。
		監査報酬	投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料です。

※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記のファンドに係る費用につきましては、消費税率の変更に応じて適用される料率をご参照ください。

※ 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

【委託会社、その他関係法人】

委託会社　SBIアセットマネジメント株式会社（設定・運用等）
登録番号　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第311号
加入協会　一般社団法人資産運用業協会
受託会社　三井住友信託銀行株式会社（信託財産の管理等）
販売会社　下記参照（募集・換金の取扱い・目論見書の交付等）

(2026年11月12日現在)

金融商品取引業者名　（五十音順）		登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○			
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）633号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券※1	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者株式会社SBI証券マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社SBIネオトレード証券※2	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第8号	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社三十三銀行※3	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○				
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○	○	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3031号	○	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長（登金）第8号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	○
東洋証券株式会社※3	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○			○	
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○		○	○	
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○			○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○		
マネックス証券株式会社※4	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	○
丸近證券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第35号	○				
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第175号	○				
株式会社三井住友銀行（委託金融商品取引業者SMBC日興証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第649号	○	○	○		○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○

※1　上記協会のほか、日本商品先物取引協会および一般社団法人日本暗号資産等取引業協会に加入
※2　上記協会のほか、日本商品先物取引協会に加入
※3　新規募集の取扱いを行っていません
※4　上記協会のほか、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会に加入

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。